

まちからの お知らせ

4月に大規模な組織改正を行います

町民の皆さんにとって分かりやすい役場を目指し、本庁舎の行政機能を強化することを目的とした、大規模な組織改正を行います。

詳細については、4月号でお知らせします。

〔組織改正の主な内容〕

- 課(室・局・班)から「部・課(室・局)・係」に組織を変更します。
- 生涯学習課と保健福祉課の一部の業務を本庁舎内に移転します。

総務課 人事給与班

☎76712192

役場庁舎、ペア・パル利府(町民交流館)停電に伴う各種サービスの停止について

建物の電気設備点検等に伴い、全館停電となります。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停電日時 2月20日(土)

午前8時30分～午後5時(予定)

●停止サービス等

- ①ペア・パル利府(町民交流館)〔終日休館〕
- ②各種証明書のコンビニ交付サービス

〔終日停止〕

※電話・FAXが不通となるため、緊急のお問合せは、次の臨時電話番号にお願いします。

☎0800-1824-6997

☎0800-1832-7557

財務課 管財契約班

☎76712116

令和2年分申告受付が始まります

問 税務課 町民税班 ☎767-2117

- 日時 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午前11時、午後2時～午後4時

- 会場 ペア・パル利府(町民交流館) 研修室1・2

●役場で受付ができない申告

- ア 令和元年(平成31年)以前の収入の申告
- イ 譲渡収入(土地・建物・株式等を売却して得た収入)の申告
- ウ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当の申告
- エ 青色申告
- オ 消費税の申告
- カ 住宅借入金等特別控除の新規申告
- キ 相続等により分割で受け取っている保険金の申告

※新型コロナウイルス感染症対策のため、受付人数を午前60組・午後60組までとします。当日に整理券を配布しますが、配布枚数に達した場合には後日の来庁をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

詳しくは、12月下旬に全戸配布しました「令和2年分申告受付のお知らせ」をご確認ください。

※令和3年1月2日以降に利府町に転入された方は役場では受付できませんので、同年1月1日時点にお住いの市町村へお問い合わせください。

確定申告に伴う『医療費のお知らせ』の再発行について

問 町民課 保険年金班 ☎767-2340

国民健康保険加入者の皆様へ、医療機関等からの請求に基づく『医療費のお知らせ』を作成し送付しています。この通知は医療費控除の申告手続の際、医療費の明細書として使用することができ、申告書に添付することによって、医療費の明細書の記入を省略することができます。

紛失された場合には再発行が可能ですので、印鑑・本人確認書類を持参の上、町民課保険年金班(①番窓口)で申請してください。

令和2年10月から12月までの診療分については、2月下旬に送付する予定であり、確定申告開始時期に間に合わないため、『医療費のお知らせ』が届く前に確定申告される方は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」をご自身で別途作成いただく必要があります。

なお、医療機関等から発行された領収書は破棄せず、大切に保管をお願いします。

介護認定で障害者控除が受けられます

問 保健福祉課 長寿介護班 ☎356-1334

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方に『障害者控除対象者認定書』を発行しています。税の申告時に、上記の認定書を添付することで、所得税や住民税の障害者控除が受けられます。

障害者控除を受ける方は、確定申告をする前に障害者控除対象者認定申請をしてください。対象となる場合は、認定書を即日発行します。

- 申請先 保健福祉課長寿介護班(保健福祉センター内)
- 申請者 要介護認定者本人またはその家族
- 必要なもの 介護保険被保険者証、申請者認印(スタンプ印不可)

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象にならない場合がありますので、ご不明な場合はお問い合わせください。
※役場で申告を行う場合は、申告会場で認定申請できます(事前に認定書を取得していなくても申告可能です)。

防災行政無線による情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システム（Ｊアラート※）を用いた訓練が、全国一斉に実施されます。町では、次のとおり防災行政無線による訓練を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

●訓練実施日時

2月17日(水) 午前11時頃

●訓練で行う試験放送

- ①上りチャイム音
- ②これは、Ｊアラートのテストです。「(3)回繰り返し」
- ③こちらは、防災りふ広報です。「
- ④下りチャイム音

※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

生活安全課 防災安全班

☎767-2174

夜間相談窓口

2月26日(金)

午後8時まで

問 収納対策室
収納整理班
☎767-2172

ペットを飼うときのルールとマナー

ペットは責任と愛情を持って飼いましょう

●鳴き声

近所に迷惑をかけないために、十分運動させて欲求不満を解消し、きちんと「しつけ」を行うなどの対策を取りましょう。

●犬の放し飼い

かみつき事故の原因になります。鎖でつなぐ、または囲いの中で飼うなどし、散歩の時もリードで必ずつなぎましょう。

●飼い犬の登録

犬を飼った場合（幼犬は生後90日を過ぎてから）や死亡した場合、また、飼い犬の所有者や住所が変わった場合は、30日以内に届出をしてください。なお、町外へ転出する場合は、転出先の市町村で手続をしてください。

●狂犬病予防注射

犬の所有者は、飼い犬に狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。受けさせない場合は、法律により罰せられます。

生活安全課

環境協働班

☎767-2119

今月の納期限 3月1日(月)

- 国民健康保険税 (第9期)
- 介護保険料(第6期)
- 後期高齢者医療保険料 (第8期)

町税は口座振替を利用し、納期限内に完納しましょう。

見直してみよう！

古紙類の分別

古紙類は水で溶かして、もう一度紙にします。種類ごとに分別して紙ひもでしばるか紙袋に入れて出しましょう。また、ごみ減量のため店頭回収や集団資源回収を積極的に利用しましょう。

※防水加工紙、感熱・圧着・カーボン紙、ティッシュ、トイレットペーパー、臭いの強い紙などはリサイクルできないので、「もやせるごみ」に出してください。

新聞紙・折込み広告、段ボール、雑誌・雑紙



まとめて紙ひもで、しばる

紙パック



内側を水で洗い、開いて乾かし紙ひもでしばる

小さい紙製品は、雑誌に挟んだり、紙袋に入れるとまとめやすいです。

生活安全課

環境協働班

☎767-2119

日曜開庁日

2月14日(日) 午前9時～午後1時

【取扱業務】

- ①住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書の発行、マイナンバーカードの受取り(要事前予約)
- ②税務関係諸証明、町税納付、納税相談
- ③転入・転出異動届および付随する諸手続

問 町民課 戸籍住民班 ☎767-2118

水道料金窓口

【取扱業務】水道料金等の支払、水道開閉栓の申込み、名義変更など

問 水道お客様センター ☎767-2126

国民年金保険料の免除期間、納付猶予期間がある方へ

追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

追納のお申込みは、年金手帳または納付書、印鑑、窓口に来庁する方の本人確認書類(運転免許証等)をご持参の上、町民課保険年金班またはお近くの年金事務所の手続をしてください。※別世帯の方が手続する場合は委任状が必要です。

問 町民課 保険年金班

☎767-2340

コンビニ交付サービス休止

◆2月20日(土)、25日(木)終日
(システムメンテナンスのため)

問 町民課 戸籍住民班
☎767-2118